

座間市随意契約ガイドライン

施行 平成19年 3月 5日
最終改正 令和 2年 3月 9日

1 趣旨・目的

本ガイドラインは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項に定める随意契約の公正性、経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断するための指針とするものです。

2 随意契約とは

随意契約とは、競争の方法によらないで普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいい、政令第167条の2第1項に列挙されている要件に該当する場合以外には適用できません。

随意契約は、競争入札に比べ、手続が簡略化でき、かつ、特定の資産、信用、能力等のある相手方を任意に選定できるという長所があります。しかし、競争の方法によらないため、契約が不適正な価格によって行われ、また、契約相手方が特定の業者に偏りがちになるという弊害を生みやすい短所もあります。

地方公共団体における契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外であることを十分認識し、安易な随意契約を行うことがないよう、特に次の点に注意してください。

- (1) 業務等に精通している、履行（納入）実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- (2) 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則である。
- (3) 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図ってはならない。

3 随意契約理由書

各課においては、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号。以下「契約規則」という。）及び本ガイドラインに基づき、予定価格（税込み）が1件10万円を超える契約について、**1者による随意契約を採用するとした場合は、根拠条文（政令第167条の2第1項第2号から第9号）、採用した理由、業者を選定した理由を随意契約理由書に明確に記載し、次のとおり処理してください。**

(1) 契約検査課で契約事務を執行するもの

随意契約理由書は、「契約検査課提出用」を使用してください。決裁後、執行伺又は物品購入票に添えて契約検査課に提出してください。

なお、競争入札が適当と判断した場合は、入札を執行することとなりますので、入札日程を考慮して提出してください。

(2) 担当課で契約事務を執行するもの

随意契約理由書は、「担当課契約用」を使用してください。決裁後は、執行伺又は物品購入票に添えて保存してください。

4 随意契約ができる場合

【政令第167条の2第1項第1号による場合】

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

事務の効率性の観点から契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができるとされている。座間市では、契約規則第38条第1項で次のように定めている。

契約の種類	予定価格（税込み）
(1) 工事又は製造の請負	1件当たり130万円以下
(2) 財産の買入れ（備品の購入等）	1件当たり80万円以下
(3) 物件の借入れ	1件当たり40万円以下（金額は、総額による）
(4) 財産の売り払い	1件当たり30万円以下
(5) 物件の貸付け	1件当たり30万円以下（金額は、総額による）
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの （委託業務、消耗品、原材料、医薬材料、 飼料、報償品等の購入、役務の提供等）	1件当たり50万円以下

■ 注意

- (1) 単価契約については、予定総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額による。（共通物品、燃料費は除く。）
- (2) 合計額が10万円超になる物品購入票は、契約検査課に提出すること。（需用費のうち燃料費、印刷製本費で、選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担に係るもの及び物品取扱規則第13条に定めるものを除く。）
- (3) この号に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は厳禁である。

■ 見積書の徴取

- (1) 予定価格が10万円超の執行伺、物品購入票及び契約
2者以上から見積書を徴すること。（契約規則第38条第2項の規定による。）
- (2) 予定価格が10万円以下の執行伺、物品購入票及び契約
1者以上の見積書を徴すること。（契約規則第38条第2項の規定による。）

【政令第167条の2第1項第2号による場合】

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

本号は、その性質又は目的が競争入札に適しない場合に適用される。「その性質又は目的が競争入札に適しない場合」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や、競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合のことである。

適用に当たっては、「当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか」を必ず確認すること。業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、本号を適用することはできない。

■ 事例

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない契約をするとき。

ア 工事

- ① 特殊工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事を施工するとき。
- ② 文化財その他極めて特殊な建築物であるため、施工者が特定される工事を施工するとき。
- ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の工事を施工するとき。

イ 物品、委託等

- ① 特定メーカーの技術やノウハウを前提とするシステムの設置者、開発者又は設計者等と契約をしなければ、既存システムの使用に著しく支障が生ずるおそれのあるとき。
- ② 特定の者だけしかもっていない物品を購入するとき。
- ③ 特殊の性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術（特許等）を必要とするとき。

- (2) 知識を特に必要とするとき又は現場の状況等に精通した者と契約するとき。

ア 工事

- ① 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の工事を施工するとき。
- ② 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法を用いる必要がある工事を施工するとき。
- ③ 災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き本工事を行わせるとき。

イ 物品、委託等

- ① 既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務の履行に著しい支障が生じるおそれのあるとき。
 - ② 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。
- (3) 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- (4) 国又は地方公共団体その他の公法人と直接契約するとき。
- (5) 地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。
- (6) リース期間満了後に、その期間を延長することが業務上必要であるため、相当と認められる期間に限り賃貸借契約を継続するとき。（再リース）

(7) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容又は履行方法等）における企画競争（プロポーザル方式等）によって契約の相手方を選定する必要があるとき。（※）

※ プロポーザル方式の具体的な事務手続きについては、「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を参照すること。

なお、プロポーザル方式により選定した業者と翌年度以降、公募の手続きを取らずに本号の規定により自動的に随意契約することは認められない。（複数年契約を除く。）プロポーザル方式は、あくまで「最適」の提案業者を選定するのにすぎず、選定業者に「唯一者」であることまでも認めるものではないことに留意すること。

■ 随意契約理由の例

（例1）

本工事は、〇〇の特殊工法による特殊な技術を必要とするため、株式会社●●以外では施工ができないものであり、随意契約により実施したい。

（例2）

本委託におけるシステム保守は、株式会社●●が開発したシステムであり、他業者では保守点検業務は履行不可能であるため。

（例3）

本件は、令和〇〇年度 △△工事に係る監理委託である。△△工事の品質確保を図るためには、施工者に正確に設計意図を伝達し、十分に反映させる工事監理が不可欠である。株式会社●●は、当該工事の実施設計業務を受託しており、工事請負業者への指導等、適正な監理を行うことができるため、随意契約により実施したい。

（例4）

本委託は、〇〇計画を策定するものである。効果的な計画策定を行うにあたり、豊富な経験及び高い専門知識を有する業者のアイデアを活用したく、プロポーザル方式で業者選定を行った結果、株式会社●●を受託候補者と特定したため。

■ 見積書の徴取

1者からの見積書のみで処理することができる。ただし、業者の見積りを基に予定価格を設定したものであっても、比較検討できるものについては、他の者から参考見積りを徴すること。

ただし、事例(3)及び(4)の場合は、契約規則第39条の規定により、見積書の徴取を省略することができる。

【政令第167条の2第1項第3号の規定による場合】

条文省略

本号は、次に掲げる施設等から物品の調達又は役務の提供を受ける契約をする場合に適用される。
なお、本号による契約は、契約規則第38条の2の規定により、その内容を公表する。

- (1) 次に掲げる施設において製作された物品を当該施設から買い入れる契約及び役務の提供を受ける契約をするとき。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - イ 同条第27項に規定する地域活動支援センター
 - ウ 同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設
 - エ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
- (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から受ける契約をするとき。

■ 随意契約理由の例

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定する法人であり、高年齢者の雇用安定促進に寄与できるため。

■ 見積書の徴取

1者からの見積書のみで処理することができる。

【政令第167条の2第1項第4号の規定による場合】

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令（地方自治法施行規則第12条の3）で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

本号は、市長の認定を受けたベンチャー企業から新商品を買入れ若しくは借り入れるとき、又は新役務の提供を受けるとき随意契約することができるものである。

なお、「規則で定める手続」とは契約規則第38条の2の規定であり、本号による契約は、その内容を公表する。

■ 随意契約理由の例

この物品の購入は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた株式会社●●の○○（品名）を購入するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に該当するので随意契約により実施したい。

■ 見積書の徴取

1者からの見積書のみで処理することができる。

【政令第167条の2第1項第5号の規定による場合】

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

本号における「緊急」とは、自然災害等の予見不可能な客観的事由により、競争入札の方法に付する時間的余裕がないときのことを指す。本号の適用に当たっては、「緊急の必要があるかどうか」ということと、「競争入札に付することができないかどうか」の2つの要件を充足する必要がある、これらが客観的な事実に基づいて証明できなければならない。そのため、**事務手続きの遅れ等により競争入札に付する期間が確保できなくなった**というような主観的な事由では適用することはできない。

■ 事例

(1) 工事

- ア 災害の応急工事及び未然防止工事を施工するとき。
- イ 電気、機械設備等の故障に係る復旧工事を施工するとき。

(2) 物品、委託等

- ア 災害時の緊急物資の購入をするとき。
- イ 感染症発症時において、緊急に行わなければならないまん延防止のための薬品、衛生材料を購入するとき。
- ウ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ市民生活に多大な損害や利便性低下が生じるとき。
- エ エレベーターや医療機器などの特定機器の故障に伴う応急復旧業務を実施するとき。
- オ 衆議院の解散による衆議院議員の総選挙など、法令等の規程により業務を行う期間の起点と終点が定められるもので、業務を行う期間が短いため緊急の対応が必要なとき。

■ 随意契約理由の例

令和〇〇年〇月〇日に衆議院が解散され、令和△△年△月△日に総選挙が行われることとなった。至急投票所の準備をする必要があるが、当該物品を競争入札に付して購入する時間的暇がないため、過去の選挙で同様の物品を納入した実績を有する株式会社●●との随意契約により実施したい。

■ 見積書の徴取

- 1 者からの見積りのみで処理することができる。

【政令第167条の2第1項第6号の規定による場合】

競争入札に付すことが不利と認められるとき。

本号は、競争入札に付すことが納期、工期や経費等の面で不利になることが認められる場合が該当する。適用に当たっては、「競争入札に付すことが不利と認められる」理由を具体的に明示する必要がある。

本号は、見積相手方が1者となる場合があり、第2号と類似しているが、第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

■ 事例

(1) 工事

ア 現に契約履行中の施工業者に履行させたほうが、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められる次のような工事を施工するとき。

- ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
- ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

イ 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる工事を施工するとき。

- ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
- ② 前工事と後工事とが密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるものに限る。）

ウ 他の発注者（例えば県）が発注し、現に施工中の工事と交錯する箇所ので、この工事を現に施工中の工事業者に行わせた場合には、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できると認められる次のような工事を施工するとき。

- ① 鉄道工事と立体交差する道路工事等の交錯する箇所での工事
- ② 他の発注者が施行する工事と一部重複、錯綜する工事

エ 何らかの理由によりいったん執行を中止した工事をその後の事情の変更等によって再び継続して施工する必要が生じたとき。

(2) 物品、委託等

ア 現に契約履行中の業者に引き続き実施させたほうが、期間の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められる次のような業務を実施するとき。

- ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務
- ② 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- ③ 施設管理業務等、継続を要する業務（予算議決後の入札手続きによっては、業務遂行に支障が生じる場合において、年度当初に次の入札を実施するまでの間の現契約業者との契約）

イ 前業務に引き続き実施される業務で、前受託業者に実施させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ有効な成果が確保できる業務を委託するとき。

ウ 他の発注者（例えば県）が発注し、現に実施中の業務の内容と重複又は関連する業務で、この業務を現に実施中の者に行わせた場合には期間の短縮、経費の削減、業務の円滑な実施を確保できると認

められる業務を実施するとき。

エ 他の発注者（例えば県）が発注した業者に、同仕様の物品又は印刷請負を発注したほうが、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。（同仕様の物品又は印刷物を使用しなければならないとき。）

- ① 県が指定する業者から物品を購入するとき。~~（例：教科書）~~
- ② 県が取りまとめて発注する物品又は印刷物を購入するとき。（例：母子手帳）

■ 随意契約理由の例

本工事は、〇〇課発注の△△工事に伴うマンホール蓋の改修工事である。本工事の施工場所は市街地であるため、早急な施工及び通行人への安全対策が必要である。現在△△工事を請け負っている株式会社●●●に施工させた場合、現場の安全管理が担保され、また、工期短縮、経費削減が可能となることから、随意契約により実施したい。

■ 見積書の徴取

1者からの見積りのみで処理することができる。ただし、業者の見積りを基に予定価格を設定したものであっても、比較検討できるものについては、他の者から参考見積りを徴するものとする。

【政令第167条の2第1項第7号の規定による場合】

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

本号における「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいう。

適用に当たっては、「著しく有利な価格」を市場価格等と比較して客観的に説明する必要があるが、競争入札に付した場合より著しく有利な価格であるか否かを判断する基準を一律に示すことは困難であることから、通常はこの規定を適用することなく競争入札に付すべきである。

■ 事例

(1) 工事

特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備新工法等を利用する方が著しく有利な価格で契約できるとき。

(2) 物品、委託等

ある物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を相当大量に保有し、しかも他業者が保有している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格で購入できるとき。

■ 見積書の徴取

時価に比して著しく有利であるか否か比較検討する必要から、2者以上の者から見積書を徴すものとする。

【政令第167条の2第1項第8号の規定による場合】

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「入札者がいないとき」とは、一般競争入札に係る公告や指名競争入札に係る指名通知を行った結果、それに応ずる参加者がなかった場合又は全ての者が辞退した場合である。

「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、予定価格を公表した場合（一般競争入札）は1回（※2）、公表しない場合（指名競争入札）は2回目の入札を行っても落札者がいない場合をいう。

なお、本号の適用は、**競争入札によることが不可能な、真にやむを得ない場合の措置**であり、国土交通省では、不落随契は原則廃止するという運用が執り行われている。（参考：平成17年8月29日国地契第46号 国土交通省通知「不落随契の原則廃止等その厳格化について」）

※2 本市の場合、一般競争入札では予定価格を公表しているため、予定価格の範囲内で業務を実施可能な業者のみ応札する。このため、本号では「再度の入札に付し」となっているものの、不調となった場合に複数回入札を行う必要がないことから、1回目の入札で落札者がいない場合としている。

■ 随意契約理由の例

本件は、令和〇〇年〇月〇日に入札公告し、△月△日まで入札参加者の受付をしたが、入札参加希望者がなかったため中止となった。本来は再度の競争入札を行うべきであるが、本件の物品は▲月▲日までに納入しなければならず、改めて競争入札に付す時間がないことから、過去本市が発注した同様の業務の履行実績を有する株式会社●●との随意契約により実施したい。

■ 見積書の徴取

次のことから、随意契約が成立する場合には、その見積りについては、1者とすることができる。

(1) 入札者がいないとき

時間に余裕があれば、一般競争入札においては入札参加資格要件の緩和又は仕様内容（設計積算）の見直しを、指名競争入札においては他の業者の指名等を行って再度の入札を行うことが基本となる。本号を適用して随意契約を行う場合、随意契約の相手方は、原則として入札参加の意思がなかった者以外の者とする。

(2) 再度の入札に付し落札者がいないとき

最低の入札価格を入れた者に見積書の提出を求める。最低の価格を入れた者の見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の価格を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、履行期限は変更できるが、予定価格その他の条件を変更することはできない。（政令第167条の2第2項の規定による。）

見積りの結果、競争入札参加者全員が予定価格に達しなかった場合は、不調とし、設計内容を変更のうえ新たな案件として競争入札を行うこととなる。（指名競争の場合は、指名業者を変更して行う。）

【政令第167条の2第1項第9号の規定による場合】

落札者が契約を締結しないとき。

本号は、入札の結果、落札者があつたにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合に適用される。「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）に必要な手続きをしないことをいう。

■ 事例

- (1) 競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約締結に応じないとき。
- (2) 競争入札において落札したにもかかわらず、落札者の責めにより契約締結ができない状態に陥ったとき。

■ 随意契約理由の例

本件は、令和〇〇年〇月〇日に開札を執行し、株式会社●●に落札決定をしたものであるが、株式会社●●から別紙の理由により契約締結をすることができない旨の通知があつた。しかしながら、本システムは△月△日から稼働させなければならない、改めて競争入札に付す時間がないことから、株式会社●●を除く入札参加業者との随意契約により実施したい。

■ 見積書の徴取

落札となつた価格を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合において、この見積書が、落札価格に達しない場合は、次の次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、変更することができるのは履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、契約額も落札価格の範囲内となる。（政令第167条の2第3項の規定による。）

入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、指名業者を変更するか又は設計内容を変更のうえ、再度競争入札を行うこととなる。

以上のことから、随意契約が成立する場合には、その見積りについては1者とすることができる。